

**商品概要説明書
(譲渡性貯金 (NCD))**

(平成31年4月1日現在)

商品名	◇ 譲渡性貯金 (NCD)
ご利用いただける方	◇ 個人および法人 (団体を含む。)
期間	◇ 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ◇ 期日指定方式 7日以上5年未満
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 一括預入 ◇ 1,000万円以上 ◇ 1円単位
払戻方法	◇ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	◇ 預入時の利率を満期日まで適用します。 ◇ 中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。 ◇ 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ◇ 預入期間2年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 ◇ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ◇ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ◇ 満期日以後の利息は付きません。 ◇ 個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ◇ 金利は窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前には解約できません。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象外

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA本支店（所）までお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>※各連絡先は最下部に掲載しております。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>◇ この貯金は、利息とともにのみ譲渡できます。この場合、あらかじめ当JAに通知し、確認を受けなければなりません。権利の質入の場合もこれに準じます。</p> <p>◇ 当JAによる買取は行いません。</p> <p>◇ 期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初譲渡貯金額を下回る可能性があります。</p>

● J Aバンク広島各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	業務管理部 事務指導課	082-554-0595
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	金融共済部 信用企画指導課	082-822-6679
佐伯中央	リスク管理部 リスク管理課	0829-30-1500
広島中央	金融共済推進部	082-422-2179
芸南	金融共済部 信用課	0846-45-1241
広島ゆたか	総務部 総務課	0823-66-2011
三原	リスク管理室 リスク管理課	0848-63-3473
尾道市	金融部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融部 資金課	084-924-2212
広島北部	金融共済部	0826-42-0644
三次	金融共済部	0824-63-9921
庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	J Aバンク推進部 経営対策課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600